

外国人労働者等特別委員会 緊急提言

令和2年11月17日
自由民主党政務調査会
外国人労働者等特別委員会

- 1、コロナ禍の発生後、当委員会では主に入管庁・厚生労働省等に対し帰国できなくなった技能実習生(“元”を含む)、留学生(“元”を含む)等について、特定活動への切り替えや転職、アルバイト探し等の支援を要請し、一定の対応は行っている。(別添.6月23日:政調名での対総理・官房長官申入れ)
- 2、10月の菅総理のベトナム訪問においても、帰国を希望してもベトナム側の検疫事情でかなわず、2万人が国内滞留している事等を念頭に、日越定期便の再開が合意された。
- 3、他方、本年は、北関東を中心に警察が把握しているだけで、26件の家畜の盗難事件が発生。警察は、最近のと畜場法・入管法違反事件について、こうした窃盗事件が発生していることも念頭に捜査をしている(11月13日当委員会における警察庁報告)。更に、大阪の合同会社における「ベトナム人材を長野県の農作業現場に違法に派遣する直前で捕まった事件」等が発生。11月13日NHKニュースを含め、かなりの報道がなされている。また日越友好民間支援組織(ともゆき会、ベトナム仏教信者会)、梅田前駐越大使によると、11月10日時点で帰国希望滞留ベトナム人が2万6千人おり、理由は失業、生活困窮、妊娠、病気とのことである。

これらの背景には、技能実習生41万人のうち半数以上がベトナム人であること、依然8.2万人存在する不法滞在・オーバーステイ外国人問題(うち約1.6万人がベトナム人)や技能実習、日本語学校留学生在が抱える構造問題(借金・悪質ブローカー当委員会の過去の申入れに含まれる)があり、これらについては、令和2年度第三次補正予算・令和3年度予算における入管庁の体制強化、地方創生交付金等活用による自治体対応の強化等が必要であり、ここに要求する。

加えて、在留する外国人の感染の拡大を防止するため、国や自治体において、感染予防情報など必要な情報を迅速に分かりやすく届けることが必要である。そのため、情報を多言語・やさしい日本語で発信し、在京大使館、外国人コミュニティ、支援団体やSNSを通じて、情報提供を行うことを要求する。また、一元的相談窓口等において外国人からの各種相談に応じ、確実に問題が解決できるよう支援するとともに、特に保健所と連携し、感染可能性のある者の早期の受診に繋がる相談体制を構築することを要求する。

4、眼下の状態が短期間に急速に悪化していること、このまま「従来型対応」に終始していると想定外の事件を起こしかねないことに鑑み、以下の(1)～(6)の「外国人労働者等に対する緊急避難措置」を政府に申し入れ、第三次補正予算において事項要求する。

- (1)縦割りを排するため、政府の外国人材受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下に、本件にかかる事務レベルの会議を設置し、上記3の事実関係を早急に把握すること(出入国在留管理庁・厚生労働省・外務省だけでなく、警察庁、外国人技能実習機構・特定技能分野所管省庁も)
- (2)外国人雇用状況届出情報の活用により、迅速かつ確実に不法就労者を発見し、厳格に対応するとともに、とりわけベトナムについては在留者の間で犯罪助長的な組織が存在している模様であり、違法行為があればその解明と取締りを行い、これ以上の事件発生を早急に断つこと。
- (3)在京ベトナム大使にはすでに現状への危惧は伝えてあり、先方も共有し、大使ご自身が帰国便を増やした場合のベトナム側のコロナ隔離施設の増強努力をされているが、外交ルートを通じ、現在年内10便が限度といわれているベトナム帰国便の大幅増便と、それを可能にする検査隔離体制の大幅拡充を要請するとともに、必要かつ適切な支援を行うこと。
- (4)在日ベトナム人主催の YouTube「Dung Duong」やベトナム人向けサイト、Facebook 等 SNS を通じて、違法行為に手を染めないようベトナム語で呼びかけると共に、第1次・2次コロナ経済対策や既存の福祉制度のうち、在日外国人も正当に利用可能な措置をわかりやすく説明し、そこに誘導するアウトリーチを行うこと。
- (5)それでも救い難い場合については、両国間関係の重要性及び過去に米政府等で日本の技能実習生の実態について人権問題が指摘されてきた経緯もふまえ「社会鍋」的な慈善事業を早急に立ち上げ、全国のベトナム人他外国人労働者・技能実習・雇用団体・企業・教育関係者等から寄付を募る等して対応すること。
- (6)留学生に対しては健康診断が義務化されていないが、特に結核については適切に入国前のスクリーニングを実施すること。